

唐代における内諸司使の構造

——その成立時点と機構の初歩的整理——

趙
雨
樂

一 はじめに

二 唐代の諸使・諸司使・内諸司使

三 内諸司使の名稱と性格

- (1) 宮廷の守衛に關わるもの
- (2) 詔令と儀禮に關わるもの
- (3) 諸作坊關連のもの
- (4) 宮廷地域の管理に當つたもの
- (5) 宮廷の財政を掌る内諸司使
- (6) 帝王の飲食を司る内諸司使
- (7) いわゆる「掌技術之待詔者」である内諸司使
- (8) 太子・諸王子の起居を司る内諸司使
- (9) 俳優・雜技・聲樂を掌る内諸司使

四 おわりに——内諸司使の性格の検討——

唐宋變革期の政治面において注目すべき事柄の一つに、唐中期以降出現した様々な諸司使が如何にして宋代の武階に編成されていったのか、という問題がある。言うまでもなく、唐代の内諸司使は、宋代の横班・東班・西班などの諸司使と名稱は重なっているが、性質は基本的に異なるものである。唐代の内諸司使は宦官を中心として、玄宗期から唐末まで大明宮に供職するものであり、宋代の諸司使の多くは武官の序階を表した寄祿官に過ぎない。従って兩者を單純に比較することはできないし、從來の研究もそれぞれの時代の使臣の沿革を個別に検討するものであった。⁽¹⁾

本稿は、唐代の内諸司使の沿革を明らかにすることを目的としている。その際にはまず、宦官の就く内諸司使と外廷の使職を判別することが前提となろう。例えば、『宋史』卷一六八 職官志八に

唐の内諸司使を設くるや、悉く尙書省に擬す。如京は倉部なり。莊宅は屯田なり。皇城は司門なり。禮賓は主客なり。

と見える宋人の理解をそのまま信することはできない。唐代の如京使、皇城使は武官が任じられるものであり、宦官の任じられる内諸司使とは無關係なのである。宋人が唐の内諸司使の形成過程を必ずしも明確に把握していないことは、すでに歐陽脩の指摘するところでもある。⁽²⁾

唐代の内諸司使の成立は、律令體制の崩壞に伴う内廷の機構の整備を示すものであり、一朝一夕に出来上がったものではなく、長い時間をかけて徐々に形成されたものであった。この過程は次の二期に區分できよう。すなわち、律令官制から大明宮の宦官の手に權限が掌握されていく段階と、それに新たな名稱が被せられ内廷独自の機構に成長していく段階とである。小論は、近年出土した考古文物、例えば文思院・宣徽院の器物、大明宮の遺跡發掘報告、宦官の墓誌などの資料をも用いつつ、内諸司使の諸機構の成立發展の問題を包括的に検討するものである。

二 唐代の諸使・諸司使・内諸司使

唐代中期以降、宦官の勢力が強くなってゆくが、それは律令體制の外に生まれた使職の發展と軌を一にしている。使職の歴史のアウトラインをまず擷んでおこう。

『通典』卷一九 職官一に、初期の諸使の性格につき、

按察・採訪等の使は以て州縣を理め、節度・團練等の使は以て府軍の事を督し、租庸・轉運・鹽鐵・青苗・營田等の使は以て財貨を毓む。其餘の細務の、事に因つて使を置く者は悉く數うべからず。其の轉運以下の諸使は適くして治する所無く、廢置常ならず。

とある。このうち、按察使（貞觀二年）、節度使（景雲二年）など地方の軍事、民政に關わるものがまず恆常的な機構となり、ついで、租庸（開元二年）、營田（開元五年）、轉運（開元二年）などの財務關係の諸使が廢置を繰り返しながら次第に定着していったわけである。この記載はもちろん簡略に過ぎ、また、諸使の機構が定着したか否かについては、必ずしも『通典』のように轉運以下の使とそれ以外とを區別して論ずることはできない⁽³⁾。けれども、諸使が一時派遣の職から常設の職へと變遷していく過程や、また、地方の軍事、政治方面から財政面へと廣がっていく發展の傾向を看取できよう。これは、李肇『唐國史補』卷下に見える

開元已前、外に事有らば則ち使臣を命じ、しからずんば則ち止む^や。八節度・十採訪を置きて自り始めて坐して使と爲る有り。其の後名號益^{ますます}廣し。大抵置兵に生じ、與利に盛んにして、銜命に普し。是に于いて、使と爲らば則ち重く、官と爲らば則ち輕し。

という意見と似ている。さらに、『羣書考索』後集卷二一 唐官制の條に、

開元より以來諸使紛出す。李傑は則ち水陸運使と爲り、宇文融は則ち租庸使と爲り、裴耀卿は江淮轉運使と爲る。度

支を論ずれば則ち李元祐を以て之が使と爲し、鑄鐵を論ずれば則ち羅文信を以て之が使と爲し、以て木炭に則ち使有り、青苗に則ち使有り、修書に則ち使有り、群牧に使を置きて太僕其の職を盡くすを得ず、戸口に使を置きて戸部其の任を専らにするを得ず、百司の職を奪うに非ざる者無きに至る。故に百司の任は最も侵紊せらる。

と見えるように、租庸・轉運等使以外、財政面での多くの諸使が設立された結果、すでに、地方の問題のみならず、中央諸司の権限が奪われる事態にさえなっていたのである。諸使は諸司の職務と關連するものであり、諸司の諸使と呼ばれていた。諸使の職掌は原來外廷の官員が司っていたが、内廷の發展につれて、宦官が次第にそれを掌握していった。⁽⁴⁾『職官分紀』卷四四 橫行東西班大小使臣の條に、

唐制、百官の職は皆九寺三監分典す。開元中、始めて諸使を置く。其の後漸く増す。是に由つて寺監の物多く諸使に歸す。朝廷制詔有る毎に則ち諸司諸使と云いて以て之に該て、多く内侍省官或いは將軍もて充つ。

とあり、また、『玉海』卷一二七 官制門 官品 嘉祐定橫行員數の條にも、

唐開元中、始めて諸使を置く。後諸司使を増し、内侍或いは將軍を以て兼ね。

と述べるように、開元以後増大した諸使を一括して「諸司諸使」「諸司使」と呼ぶのであるが、ここで「内侍或いは將軍」とあるところから内外兩廷の官僚に管理されていることがわかる。前掲『唐國史補』には、元和中の「在朝」の諸使として、太清宮使・太微宮使・度支使・鹽鐵使・轉運使・知匭使・宮苑使・閑廐使・左右巡使・分察使・監察使・館驛使・監倉使・左右街使の一四種の名を掲げ、「外任」の諸使として、節度使・觀察使・諸軍使・押蕃使・防禦使・經略使・鎮遏使・招討使・權鹽使・水陸運使・營田使・給納使・監牧使・長春宮使・團練司使・黜陟使・撫巡使・宣慰使・推覆使・選補使・會盟使・冊立使・弔察使・供軍使・糧料使・知糴使の二六種の名を記している。つづけて、

此れは是れ大略のみ。經に置きて廢する者は錄さず。宦官は内外悉く之に屬す。

と見えており、「在朝」「外任」のいずれの諸使も「外廷」の機構に屬しているにもかかわらず、「内廷」の宦官に兼任

されていたことがわかる。内・外兩廷の使職を判別するために、宦官の使職は内諸司使と呼ばれるようになり、皇帝の親近、或いは内廷・宮廷に關するものを意味した。故に『通鑑』卷二四三 敬宗寶曆二年十二月の條に出てくる内廷の教坊、翰林、總監等の諸司に附された胡註に、

諸司とは内諸司なり。

と強調し、同書卷二二三 代宗廣德元年十月の條に載せる柳伉が内使を罷めることを求めた奏疏に附せられた胡註に、

時に宦者皆内諸司使爲り。故に内使と曰う。

と解釋するのである。一方、本來なら内廷の使職ではなく、のち宦者の手に落ちた中央の使職は別に「中使」と稱せられたようである。⁽⁵⁾

唐代長安の宮廷と言えば、西内の太極宮、その東北に位置する東内の大明宮、そして南に位置する南内の興慶宮という三箇所が挙げられる。高祖建國から高宗龍朔三年にかけて、太極宮を君主の臨朝起居の場とした外は、中唐以後はほぼ大明宮が政治の中心とされ、ここに龐大な内廷機構が設置されていた。いわゆる内諸司使は、大明宮及びその周邊を主たる中心として設置された宦官の使職と認められるのである。

三 内諸司使の名稱と性格

玄宗以前にも教坊（武德年間）、飛龍（萬歲通天二年）、園苑（武后期）等の使職が設けられているが、常置のものかどうかは判断の材料に乏しく不明である。しかし、玄宗期になると内諸司使系統は目に見えて發展を遂げる。それは帝王が從來の西内たる太極宮から東内の大明宮に移住したことで密接な關係を有していた。君主の獨裁權力の高まりに應じて、大明宮の行政・起居・娛樂等の諸事務が親近の宦官に委ねられ、様々な内諸司使が設立されたのである。玄宗期に設けられたのは梨園（開元二年）、軍器（開元初年（三年）、中尙（開元年間）、大盈庫（開元年間）、十王宅（先天（開元年間）、五坊宮苑

(開元一九年、弓箭庫(開元、天寶年間)、内作坊(天寶年間)の諸使であり、さらに代宗期に鴻臚禮賓(永泰年間)、客省(永泰年間)、樞密(永泰二年)、宣徽(大曆末年)諸使が、徳宗・憲宗期には醫官(貞元年間)、翰林(貞元年間)、染坊(元和年間)、閤門(元和年間)諸使が、そして唐末にも小馬坊(咸通年間)、文思(咸通年間)、豐徳庫(昭宗期)等の使職が加えられ、歴大な機構が形成されていった。本章ではこれらを内廷の職掌に應じて九種類に分け、個々に検討を加えてゆきたい。

(1) 宮廷の守衛に攜わるもの

——飛龍、小馬坊、軍器、弓箭庫等使——

大明宮の防衛は禁軍に屬する左右神策、左右羽林、左右龍武等六軍の任務であつたが、廣大な領域をカバーするには西側の九仙門外に駐屯した右三軍、東の太和門に配された左三軍だけでは十分でなく、別個の軍事機構を備えなければならなかつた。

a、飛龍使

これらのうちで最も早く設けられたのが飛龍使であつた。その性格については拙文「唐代における飛龍殿と飛龍使——特に大明宮の防衛を中心として——」(『史林』第七四卷第四號)に於いて既に検討したので参照されたい。以下その要點を簡単に述べよう。

飛龍使の成立時點について、『新唐書』卷四七「百官志二」殿中省の條には武后萬歲通天元年に仗内六閑(飛龍、祥麟、鳳苑、鸞鷟、吉良、六羣)の一つとして創立されたとあるが、⁽⁶⁾『通典』卷二六「殿中省」の條によつて翌二年とするのが正しいだろう。⁽⁷⁾なお、『新唐書』卷五〇「兵志」によれば、殿中省尙乘局に統轄された飛龍殿は、仗内六閑が設置される前に、既に祥麟、鳳苑と共に存在しており、のち仗内六閑の中核を構成したもののようである。⁽⁸⁾それ故、上述『新唐書』卷四七

の記事は、飛龍殿の管掌者たる飛龍使に、専ら宦官が任じられるようになったことを意味するに過ぎない。

史書によれば、飛龍殿は北面玄武門の近邊に設置されていた。例えば、『玉海』卷一五七 宮室門 宮三 唐上陽宮の記事、

北出するを玄武門と曰い、門内の東を飛龍殿と曰う。

や、『陝西通志』の「長安宮城圖」で太極宮の玄武門東側に飛龍殿が記されていること、また『長安志』卷六の大明宮に關する記事、

玄武門外の西を飛龍院と曰い、又飛龍殿と曰う。内に驥德殿有り。(文宗)太和八年災^{わざ}いす。

等がそれを示している。しかし、大明宮の考古發掘調査の結果から見ると、飛龍殿は玄武門以北、重玄門の附近に位置していたことになる。⁽⁹⁾一九六三年陝西省蒲城縣保南公社で出土した高力士殘碑の上半部と、一九七一年山西大隊第六隊飼養室土窰頂で出土した高力士殘碑下半部を合わせてみることによって、高力士がかつて「三宮内飛龍殿大使」に任じられていたことが明らかになった。また玄宗天寶末年に至って西内太極宮、東内大明宮、南内興慶宮で同時に飛龍殿が設置されていたこともわかる。⁽¹⁰⁾『舊唐書』卷一八四 宦官傳によれば、高力士からのちに李輔國、程元振、魚朝恩ら有力宦官が續出したが、彼らも飛龍殿とつながりを持っていた。李輔國の出身がまさしく飛龍殿であったことは、『通鑑』卷二一九 肅宗至德二載春正月の條によって補える。程元振は肅宗・代宗の間の政變期間に飛龍殿副使に任じられており、そして魚朝恩も飛龍使に任命されたことがある。玄宗期から代宗期にかけての宦官の權力の繼承は、飛龍殿を中心としたものだったのだらう。

飛龍殿の位置は、帝王の居所と宮外の連絡をつけるのに至便であり、内外の情勢を把握して臨機應變の處置を取ることができた。例えば玄宗期の邢縉の亂、⁽¹¹⁾安史の亂、⁽¹²⁾肅宗・代宗間及び敬宗・文宗間における儲君繼位の際には、⁽¹³⁾いずれの場合も飛龍殿の兵馬が重要な役割を果たしている。この爲、飛龍使はいち早く成立し、やがて神策護軍中尉、樞密使のすぐ

下に位置するまでになったのである。

b、小馬坊使

飛龍使の機構が龐大なものになったことから、懿宗咸通年間に小馬坊使が設けられた。⁽¹⁴⁾『長安志』の「唐禁苑圖」、『陝西通志』の「大明宮圖」によると、大明宮の東内苑に御馬坊がある。なお、『長安志』巻六 禁苑内苑の條に、

文宗詔して東頭御馬坊……を置く。

と述べる御馬坊は、その設置時期が文宗期であって唐末懿宗期とさほど隔っておらず、これが小馬坊である可能性もある。『文苑英華』卷四一八 授内官韓坤範等加恩制には「宣徽小馬坊使」の名が見え、一時宣徽院の管轄下にあったらしいことがわかる。田令孜が小馬坊使から神策護軍中尉に昇進した事例から見て、飛龍使に比肩し得るポストだったのだろう。なお、五代の後唐期には更に飛龍殿を左飛龍院、小馬坊を右飛龍院と改め、宋初には左右天廡坊、左右騏驎院となった。『事物紀原』卷六 東西使班部 騏驎の條に、

宋朝會要に曰く、唐に飛龍使及び小馬坊使有り。後唐長興元年、飛龍院を改めて左飛龍院と爲し、小馬坊を右飛龍院と爲す。太平興國三年、左右天廡坊と改む。雍熙二年、始めて左右騏驎院と曰い、使名之に従う。此れ左右騏驎使副の始めなり。

また『職官分紀』卷四四 左右騏驎院使副使の條に、

唐に飛龍使乃（及）び小馬坊使有り。五代梁、小馬坊使を改めて天驕と爲す。後唐復た飛龍小馬坊使と爲す。長興元年、飛龍院を改めて左飛龍院と爲し、小馬坊を右飛龍院と爲す。

と述べるように、元來小馬坊使は飛龍使と異なるものだったが、長興元年以前の後唐期には嘗て飛龍小馬坊使と呼ばれたこともあり、飛龍使と頗る相似た性格を持っていたことがわかる。

c、軍 器 使

軍器關係の弩・甲二坊が開元三年以前には既に軍器使の管轄下にあったことは、『通典』卷二七 職官九 軍器監の條に次のように述べることから明らかである。

大唐武徳の初め、軍器監を置く。貞觀元年、軍器大監を罷めて少監を置く。後之を省ぎ、其の地を以て少府監に隸し、甲弩坊と爲す。開元の初め、復た其の地を以て軍器使を置く。三年に至りて、使を以て監と爲す。

開元三年に使は一旦廢されたが、乾元元年に復活した。⁽¹⁵⁾機構の職能から言えば、甲弩坊は單に軍器を作る爲の機關に過ぎず、軍器を收藏する爲にはまた別に、武庫の系統がこれを管掌した。⁽¹⁶⁾『新唐書』卷四八 兩京武庫署、武器署によると、西京の武庫という機構が存在しているが、それはおそらく武徳東門の武庫であろう。『唐會要』卷六六 軍器監 西京軍器庫の條に、

貞元四年二月、武徳東門自り垣を築き、在(左)藏庫の北を約して宮城の東垣に屬く。是に於て武庫遂に廢す。其の軍式の器械は軍器使に隸す。

とあり、貞元四年に武徳東門の武庫が廢され、軍器が軍器使に移管されている。史書から推すに、「武徳」「軍器」二使の性質は相當似かよつたものらしく思われる。⁽¹⁸⁾武徳使の名前と性質から考えれば、その設置は武徳東門の武庫と關係があり、外廷の官職として、内廷の軍器使に對應すると推測される。憲宗元和年間に吐突承璀が神策護軍中尉から軍器使に貶められた例があり、また宣宗大中年間に吐突士曄が軍器使から神策軍中尉に昇進した例もある(附表參照)。なお、一九八二年西安東郊郭家灘より出土した李敬實墓誌によれば、軍器使の地位は翰林、瓊林、內園等の使より高かつたと見られる。

d、弓 箭 庫 使

弓箭庫使の前身は『事物紀原』卷六 東西使班部 弓箭の條に引く馮鑑『續事始』によれば、開元から天寶にかけての内諸庫使である。⁽²⁰⁾内諸庫と言うからには、弓箭以外にも多種の兵器が貯えられていたのだろう。しかし、前述の高力士殘碑によると、天寶末年の内弓箭庫はすでに諸庫から獨立し、専ら宦官の使職の管轄下にあった。敬宗期に染工張韶が亂を起こした際、左銀臺門に潜入し、次に清思殿（大明宮の東側）、弓箭庫を経たといひ、このことから内弓箭庫のおおよその所在地は推測される。⁽²¹⁾元和末年の吐突承璀や敬宗寶曆年間の魏簡弘などが弓箭庫使から神策中尉に進んだことから見て、軍器使と同様の樞要な地位を占めていたと見られる（附表参照）。『通鑑』卷二三八 憲宗元和六年十一月の條、胡三省の註に、

唐の内諸司使、弓箭庫使は軍器庫使の下に在り。

とあり、軍器庫使よりは下に位置したとされる。一方、『冊府元龜』卷六六五 内臣部 恩寵の記事、

（敬宗長慶四年正月）己卯、兩軍中尉・樞密・飛龍・弓箭等の使及び諸供奉官に錦綵金銀器を賜うこと差有り。

や、同卷同部の文宗寶曆二年の簡所、

右軍中尉梁守謙に食實封三百戸を増し、左軍中尉魏簡弘は階を開府儀同三司に進め、樞密使楊承和、飛龍使韋元素進、⁽²²⁾弓箭庫使崔潭峻は上將軍を加う。並びに功を賞するなり。

という記事から、比較的顯要の使職であったことが窺われる。『唐會要』卷七二に、文宗・宣宗期に皇城の諸衛諸司や京城の坊市などの弓箭・長刀・利器などを全て弓箭庫或いは軍器使に收める旨の敕が見えるが、このように京城の武器を兩庫が管理していたことは、唐後期の弓箭庫使・軍器庫使の高い地位を支える重要な背景となった。一九五五年西安西郊小土門村から出土した李令崇墓誌の作者である内弓箭庫副使李應坤、一九八七年陝西省扶風法門鎮で發見された法門寺地宮の前室（FD3）に記われている内弓箭使左街上將軍劉從實などの名、⁽²³⁾等々の存在を考えれば、唐末懿宗・僖宗期に至るまで、内弓箭使は依然として活潑に内廷で活動していたようである。

(2) 詔令と儀禮に關わるもの

—— 樞密・宣徽・閤門・客省・鴻臚禮賓等使 ——

君主の權力の高まりに應じて、大明宮における詔令と儀禮を司る機關も發展していった。君主の意志を外に傳達するこれらの存在は皇帝と外廷の臣僚との關係を次第に疎遠なものにしていった。

a、樞 密 使

佐伯富氏が指摘した如く、代宗永泰二年に設置された樞密使の職務は臣僚の上奏を受理し、天下の機密を預聞すること⁽²⁴⁾にあり、德宗期から兵權政權の兩權を掌握した君主の權限を代表する官職となっていた。『文獻通考』卷五八 職官一 樞密院の條に、

唐代宗永泰中、内樞密使を置き、始めて宦者を以て之と爲す。初め司局を置かず、但だ屋三楹の文書を貯する有のみ。其の職掌は惟だ表奏を承受して内中に於て進呈し、若し人主處分する所有れば、即ち中書門下に宣付して施行せしむるのみ。永泰中、宦官董廷秀、樞密の事を參掌す。元和中、劉光琦・梁守謙、樞密使爲り。長慶中、王守澄、樞密の事を知す。舊と、左右軍容、多く入りて樞密と爲る。亦た視事の廳無し。後、僖・昭の時、楊復恭・西門季元、宰相の權を奪わんと欲し、乃ち堂狀の後に於て帖黃もて公事を指揮す。此れ其の始めなり。

とあるのを見ると、政治に全面的に容喙するようになったのは、僖宗・昭宗の頃になってからであり、代宗期から穆宗期に至るまでは單なる傳達機關に過ぎず、機密に參與したとしても顧問に應じるといふ性格が強かったと言えよう。樞密院は設置の始めには、かなり簡單な機構しか有していなかったが、『通鑑』卷二六三 昭宗天復三年正月戊申の條の「樞密上下院（東西院）」との記述から考えれば、のち徐々に多種の機關を含むものに發展したと考えられる。『通鑑』卷二六二

昭宗天復元年正月丙午の條及び胡註に、

敕すらく、近年宰臣の延英に事を奏するや、樞密使側に侍し、爭論すること紛然たり。既に出ずるや、又上旨未だ允されずと稱して復た改易する有り、權を撓げ政を亂せり。自今並びに大中の舊制に依り、宰臣の事を奏し畢るを俟ちて方めて升殿して公事を承受するを得、(胡註…大中の故事、凡そ宰相の延英に對するや、兩中尉先ず降り、樞密使旨を殿西に候つ。宰相事を奏し已^お畢りて、樞密使案前に事を受く。)

とある。宣宗大中年間に於いては宰相が上奏する際、左右神策中尉と樞密使は回避しなければならず、上奏後にはじめて樞密使は公事を承ることが出來た。ところが、昭宗期になると、奏事の聞も帝王の側に侍り、政事を議論するようになり、宰相の上奏の堂帖の後に黃紙を貼つてコメントをつけるようになる。更には宣旨の前にそれを訂正することさえあった。左右神策中尉と共に「四貴」と稱される所以である。⁽²⁵⁾

b、宣 徽 使

樞密同様、設置當初さほど重要ではなかったためか、宣徽使の設置の本末は明らかでない。が、やがて職掌の増加と共に樞密な地位を占めるに至った。『文獻通考』卷五八 職官一二 宣徽院の條に次のように述べる。

按ずるに樞密・宣徽院は皆な唐より始まる。然れども唐の職官志及び會要は略して建置の本末を言わず。蓋し肅・代以後、特に此の官を設けて以て宦者を處くも、其の初亦た甚^なの司存の職業無きに因り、故に史の載せざる所なり。其の後宦者の勢い日ごとに盛んなるに及んでは、則ち此の二官日ごとに尊し。

ここでは宣徽使が「肅・代以後」に設置されたと述べるが、『八瓊室金石補正』卷七〇 宮闈令西門珍墓誌に見える「大曆の末、宣徽に躍居」すという記事が宣徽官職の初見であるから、その形成期が代宗晩期以前であったということだけは確認できる。宣徽院の所在地は大明宮の宣徽殿であらう。⁽²⁶⁾ その職掌は『文獻通考』卷五八に

唐宣徽南北院使を置く。副使有り……内諸司及び三班内侍の籍、郊祀、朝會、宴饗、供帳の事を總領す。

と記されるものである。また、近年出土した文物にも宣徽關係のものがある。一九五八年陝西省耀縣で出土した銀碗・一九七九年西安西郊で出土した銀酒注などの器物に記された「宣徽酒坊」は「宴饗」を掌る部門に相當し、西安西郊出土の李敬實墓誌に見える「宣徽庫家」は使臣の「供帳の事」を掌る部門であった。⁽²⁹⁾ 同人の任ぜられた「宣徽鷹鷄使」は五坊の珍禽の一部を司ったものであらう。⁽³⁰⁾ これらに「宣徽含光使」⁽³¹⁾、先述の「宣徽小馬坊」等を合わせて考えると、その組織は極めて大きなものであったと思われる。徐度『卻掃編』卷下に、

宣徽使、本唐宦者もとの官、故に其の掌る所皆瑣細の事なり。本朝（宋朝）更めて士人を用い……然れども其の職、猶お多く唐の舊に因る。羣臣に新火を賜い及び諸司使より崇班・内侍・供奉・諸司工匠・兵卒に至るまでの名籍、及び三班以下の遷補・假故・鞠効、春秋及び聖節の大宴、節度迎授の恩命、……内外進奉の名物、教坊伶人歲給の衣帶、郊御殿、朝謁聖容、賜酺、國忌、諸司使下別籍分產、諸司工匠休假の類……。

と述べているような宋代の宣徽使の管掌する所も参考にできるであらう。また、『東觀奏記』卷下に、

上（宣宗）大漸、内樞密使王歸長・馬公儒・宣徽上院使王居方に顧命し、夔王當璧を以て託を爲す。三内臣皆上の素より恩信する所の者なり。泣きて命を受く。時に右軍中尉王茂玄、心に亦た上に感ず。左軍中尉王宗實、素より同ぜず。歸長・公儒・居方之を思い、乃ち詔を矯め、宗實を出して淮南監軍使と爲す。宣化門に命を受け、將に右銀臺門より出でんとす。……宗實、居方を叱して下らしめ、責むるに矯詔を以てす。皆捧足して命を乞う。宣徽北院使齊元簡を遣して鄆王を藩邸より迎えしめて即位せしむ、是れ懿宗爲り。

とあることから、樞密使と共に上旨の傳達に攜わることもあったことがわかる。

閣門使は、憲宗元和年間には既に存在し、外廷の大臣を御殿に導き、朝班・諸禮儀を管掌した。『職官分紀』卷四四
東上閣門、使副使の條の、

國朝（宋朝）、閣門使・副使、乘輿に供奉し、朝會・遊幸・大宴・及び親王・宰相・百寮・蕃客の朝見辭を贊引し、失儀を糾彈するを掌る。

という記事の職掌と大差あるまい。閣門は前殿から便殿に通ずる東西の門であり、⁽³²⁾大明宮の宣政殿にも太極殿同様に東西閣門が設置されていた。⁽³³⁾『新五代史』卷五四 雜傳の李琪傳に、

唐の故事、天子日ごとに殿に御して羣臣に見ゆるを常參と曰う。朔望に食を諸陵寢に薦め、思慕の心有り、前殿に臨む能わずんば、則ち便殿に御して羣臣に見ゆるを入閣と曰う。宣政は前殿なり、之を衙と謂う。衙に仗有り。紫宸は便殿なり、之を閣と謂う。其の前殿に御さずして紫宸に御するや、乃ち正衙自り仗を喚び、閣門由り入る。百官の朝を衙に俟つ者、因つて隨いて入見す、故に之を入閣と謂う。

とあるように、宣政殿の閣門から便殿である紫宸殿に至ることが出来た。このうち特に西門が重要であつたらしく、『通鑑』卷二四六 武宗會昌元年閏九月己亥條の胡註に、

唐德宗自り以後、羣臣の對を延英に乞わんとするや、^{おもむ}率ね延英門に於て對せんことを請う。會要に曰く、元和十五年、詔して西上閣門西廊内に便門を開き、以て宰臣の閣中自り延英に赴くの路を通ぜしむ。

とあるように、群臣の入對が延英殿で行われたことにその原因が求められよう。又『舊唐書』卷二〇下 哀帝紀 天祐二年四月戊午の條に、

敕すらく、東上閣門・西上閣門は、比常の出入は、東上を以て先と爲し、大忌の進名は、即ち西上閣門を便と爲す。比^{ちか}ごろ閹官權を擅にするに因り、乃ち陰陽を以て位を取り、南面を思わず、但だ西門を啓く。邇來相承け、未だ更改を議せず。其の稱謂を詳するに、舊規に爽^{さう}うに似たり。今年五月一日より後、常朝の出入は、東上閣門を取り、或い

は奉慰に遇わば、即ち西上閤門を開き、永く定制と爲す。所司に付せ。と。

と見えることから、宦官の方位にかなう西上閤門を開くという舊例は、徳宗期から昭宗・哀帝期にかけて絶えず行われていたことがわかる。唐宋哀帝天祐二年五月に至って、再び東上閤門が常朝の閤門とされ、西上閤門とその地位を替えたのである。また閤門使が四方の章表の進呈も行ったことは、『通鑑』卷二三九 憲宗元和八年正月丁酉の條、

司空・同平章事于頔、久しく長安に留^{とど}まるも鬱鬱として志を得ず。梁正言なる者有り、自ら言えらく、樞密使梁守謙と同宗たり、能く人の爲に屬請すと。頔其の子太常丞敏をして重く正言に陥せしめ、出鎮せんことを求む。之を久しくして、正言が詐り漸く露わる。敏其の賂を索むるも得ず、其の奴を誘いて之を支解し、湔中に棄つ。事覺^あわれ、頔其の子殿中少監季友等を帥い、素服して建福門に詣って罪を請う。門者内れず。退きて南牆を負うて立ち、人を遣わして上表せしむ。閤門印引無きを以て受けず。

及び、同書卷二五二 懿宗咸通十三年五月の條の記事、

國子司業韋殷裕、閤門に詣って郭淑妃の弟、内作坊使敬述の陰事を告ぐ。上大いに怒り、殷裕を杖殺し、其の家を籍没す。乙亥、閤門使田獻誥は、紫を奪い、橋陵使に改む。其の殷裕の状を受くるを以ての故なり。

などにより窺うことが出来る。

d、客 省 使

『唐會要』卷六六 鴻臚寺の條に、

大曆四年七月、詔して客省に給するの廩を罷む、歳ごとに一萬三千斛なり。永泰已後、益々事多きを以て、四方の奏計、或いは連歲違わさず。仍お、右銀臺門に於て客省を置き、以て之を居く。書を上りて事を言う者常に百餘人、蕃戎將吏も又、數十百人、其の費甚しきなり。是に至りて皆罷む。

とあり、また『新唐書』卷二二三 李師道傳に、

師道恚り、（大將崔）承度を遣わして京師に詣らしめ、……承度命を客省に待ち、敢えては還らず。

とある。これによれば、客省使は大明宮の右銀臺門に供職し、閤門使と同じように外廷の奏章を受け入れて君主の處分を傳えるのがその役目であったが、對象は主に地方の武臣であったと思われる。一方大臣の奏章も、まず客省使を経て閤門に進呈される場合があり、客省使と閤門使との関係はかなり緊密であった。『通鑑』卷二六三 昭宗天復三年正月甲子の條及び胡註に、

（昭宗）車駕鳳翔を出でて、全忠が營に幸す。全忠素服して、罪を待つ。客省使に命じ旨を宣べて罪を釋かしむ（胡註…時に客省使、蓋し閤門の事を通知す。故に旨を宣べて罪を釋かしむ）。

と記すように、唐末の實力者朱全忠も、手續きを踏んで、客省使を通じて君主に謝罪している。

e、鴻臚禮賓使

鴻臚寺に屬する禮賓院という官司は四夷の朝貢・接待を司った。『文苑英華』卷四二七から卷四三〇にかけての翰林制詔に見られる敬宗寶曆元年、文宗太和三年、武宗會昌五年、宣宗大中元年などの禋祀赦書の

鴻臚禮賓使の應る城内に在るの蕃客等、各々賜物有り。

という記述がこれを示す。使職の設置については、『唐會要』卷六六 鴻臚寺の條に、

（天寶）十三載二月二十七日、禮賓院今自り後、宜しく鴻臚をして勾當檢校せしむべし。……元和九年六月、禮賓院を長興里の北に置く。

とあるによれば、元和頃とも考えられるが、代宗永泰年間に宦官魚朝恩が鴻臚禮賓・内飛龍・閑廐等使に任ぜられたことを見ると、その時期は更にさかのぼるであろう。それ以後、憲宗期の李輔光、敬宗期の劉弘規、文宗期の康約言、宣宗期

の田紹宗などの任官事例が見られる（附表参照）。

(3) 諸作坊関連のもの

——中尙使・五作坊使・内作坊使・内八作使その他——

軍器・裝飾品・染織等をつくる内廷の工場であった作坊は當初少府監、將作監の管轄だったが、やがてこれも宦官に掌握される。

a、中 尙 使

作坊関連の諸使のなかでも比較的早く宦官の管轄下に入ったのは中尙使だった。その成立について『唐會要』卷六六少府監の條に、

武徳の初め、兵革未だ定まらざるを以て、軍器監を置き、少府監を廢す。貞觀元年正月、太府の中尙方・左尙方・右尙方・織染方・掌冶方の五署を分ちて少府監を置く。將作・國子と通じて三監と爲す。

さらに同條に、

中尙署。本中尙方、天后の時、方字を去り、監號を避く。開元以來、別に中尙使を置き、以て進奉雜作を檢校す。多く少府監及び諸司高品を以て之と爲す。

と見える。ここではその職掌に簡単に觸れるのみだが、『新唐書』卷四八 百官志三 中尙署の條の

令一人、從七品下。丞二人、從八品下。郊祀の圭璧を供し、及び天子の器玩・后妃の服飾の彫文錯綵の制を掌る。という記事で補足できる。『通典』卷二七 職官九 少府監の條に、

中尙署。……中・左・右三尙署有り、……（中署は宮内の營造雜作を掌り、左署は車輦・繒扇・膠漆、畫鏤等の作を掌り、右

署は皮毛膠墨の雜作・席薦等の事を掌る。

織染署。……隋に司織・司染の二署有り、煬帝合して織染一署と爲す、組綬・綾錦・冠幘を織紵し、并びに染色等を掌らしむ。大唐之に因る。

掌冶署。……金銀銅鐵を造鑄し、琉璃玉作を塗飾する等の事を掌る。

と五署の職務を述べるが、専ら宦官、少府監等を以て中尙使に任じたことから見れば、中尙の官廳がもつとも重要な地位を占めていたようである。⁽¹⁸⁾『文苑英華』の敬宗期から宣宗期にかけての赦書にいずれも「少府將作・内中尙」と述べ、中尙は外廷の少府、將作等の職掌と對應する、内廷の類似の機構であったと見られる。

b、五作坊使、内作坊使、内八作使その他

内八作使を始めとして作坊關係の諸使も次々と現れた。⁽³⁴⁾劉元尙が中尙使と五作坊使を兼任したことからも、少府・將作系統から分出した使職が徐々に多くなつたと考えられる。『唐會要』卷三八 葬の條に、明器を作成する「五作及工匠之徒」が見えるが、明器作成は將作監所屬の左校署の職掌だった。⁽³⁶⁾しかし、將作監と少府監の職務は近似しており、「八作」、「五作」は少府監系統をも引くと見られる。中尙方を除く四方や、武后期の少府監に設けられた綾錦坊、玄宗期の甲弩諸方、氍坊、毬坊、染坊、金銀作坊などの諸方諸坊も「八作・坊」、「五作・坊」に流れこみ、後にそれぞれ諸使の管轄下の機構となつたろう。⁽³⁷⁾

以上の推測は、内作坊使の成立過程からも裏附けられる。軍器や錢物の鑄造を司つた内作坊使は『唐會要』卷六六 將作監の條に、

天寶四載四月敕すらく。將作監置く所の、且おももまさ合に當司本色人を取りて直に充つべき者は、宜しくよろ卽に簡擇發遣すべし。内作の使典も、亦た輒みだりに外司人を取りて充つるを得ざれ。

と述べ、『新唐書』卷四八 百官志 少府監の條に

綾錦坊巧兒三百六十五人、內作使綾匠八十三人、掖庭綾匠百五十人、內作巧兒四十二人

と見えるように、將作・少府所屬のものが次第に獨立して宦官の管轄下に入ったのである。のち綾錦坊を綾錦使、甲弩坊を軍器使、氍坊・毬坊を氍坊使・毬坊使、染坊を染坊使がそれぞれ専門に管掌したので、⁽³⁸⁾諸作坊を統べる使職は次第に見えなくなった。

c、文思院使

文思院使の成立について、『唐會要』卷五〇 雜記の條に、

(宣宗大中) 八年八月、敕して望仙臺を改めて文思院と爲す。始め會昌中、武宗神仙の事を好み、大明宮に于て臺を築き、號して望仙と曰う。上即位するに及んで、趙歸眞を殺し、以て其の弊を懲す。是年復た命じて之を葺せしむ。右補闕陳緱抗論す。立ちどころに修營を罷む。遂に改めて文思院と爲す。

と述べる。その職務は史料に説明がないが、『宋史』卷一六五 職官志五 少府監の條の

舊制、判監事一人、朝官を以て充つ。凡そ進御器玩・后妃服飾・彫文錯綵の工巧の事は、文思院後苑造作所に分隸す。

同卷、文思院の條の

金銀犀玉の工巧の物・金采繪素裝鈿の飾を造り、以て輿輦冊寶法物、凡て器服の用を供するを掌る。

という記事が参考になるだろう。使臣の設置については、陝西法門寺地宮から出土した銀金花茶碾子の底部の鑿文の

咸通十年、文思院造、銀金花茶碾子一枚、共重廿九兩、匠臣邵元審、作官臣李師存、判官高品臣吳弘愨、使臣能順⁽³⁹⁾や、銀塗金鹽臺の三足の内側の鑿文の

咸通九年、文思院造、銀塗金鹽臺一隻、並蓋、共重一十二兩四錢、判官臣吳弘愷、使臣能順⁽⁴⁰⁾などから、懿宗咸通九年、十年には既に存在していたことが明らかである。その職務は「工巧の事」であり、文物から判断しても、『事物紀原』巻七 庫務職局部 文思院の條の

唐に文思院有り。蓋し天子内殿の比^{なほ}なり。其の事「畫斷」に見えたり。然れども工作の所に非ず。

という記事は誤斷であろう（礪波護「唐代社會における金銀」、『東方學報』京都、第六二冊、一九九〇年を参照）。なお大英圖書館に收藏する唐・回鶻兩國間の交易に關する漢文會計文書斷簡（Or. 8210/No. 8444=S. 8444）によると、内文思使は皇帝の服御や器物などを專掌することばかりでなく、それらの製品を工作するための資材の調達を職務としていたので、回鶻の天睦可汗たちと朝貢貿易を行う當事者ともなった。⁽⁴¹⁾なお文思使、副使などの官職は、次に掲げる僖宗乾符六年の内庫銀鋌の四行の文にも見うけられる。

乾符六年内庫別鑄重卅兩

文思副使臣劉可濡

文思使臣王彦珪

内庫使臣王翱⁽⁴²⁾

(4) 宮廷地域の管理に當たったもの

——内園使、裁接使、宮苑等使——

使職は大明宮の防衛のみならず、内廷の宮苑や園林などの事務をも管理しなければならなかった。それらは日常業務として、軍政とは別箇の重要性を帯びるものであった。

a、内園使、裁接使

内園使の前身は園苑使であり、『事物紀原』卷六 東西使班部 内園の條に、

李吉甫『百司舉要』に曰く、則天、園苑使を分置し、後改めて内園と曰うと。又曰く、司農に別に園苑使有りと。

『唐會要』(德宗)貞元十四年夏旱す、吳奉の奏に内園使有り。

と述べるように、園苑使は本来司農に司られた。「分置」とは東都と西京の兩方に置かれたことを指し、東都・西京苑總監の分掌を繼承したものであろう。⁽⁴³⁾ 園苑使が内園使に變わった時點ははっきりしないが、代宗晩期の王駕鶴の官名が東都宮苑使であるので、名稱が改められたのは代宗晩期から德宗貞元以前にかけてのある時期に求められる。その後廢置定まらなかったが、文宗開成五年に宦官を以て任じることになった。⁽⁴⁵⁾ なお、武宗會昌元年に設置された内苑小兒坊は、⁽⁴⁶⁾ 内園機構が一層發達して生まれた下位機關である。

この地に裁接使が苑總監から分離された。『說郛』卷一〇、馮鑑『續事始』によれば、玄宗期には裁接使が既に存在していた。肅宗至德年間の李輔國、文宗開成年間の王文幹が裁接使任官の例である(附表参照)。『通鑑』卷二四九 宣宗大中年の條に内園使李敬寔が宰相鄭朗に逢った時に馬を避けなかったために罰を受けたという記事があるが、胡註はここで五代期には内園裁接使が有ったとしている。⁽⁴⁷⁾ しかし、さきにも觸れた李敬寔墓誌によれば、すでに大中年間に内園裁接使の存在が確認できる。従って内園使から内園裁接使に變わった時點は、文宗期から宣宗期にかけてのある時期と認められるであらう。

b、宮苑使(五坊使)

これも宮苑監から派生したものである。『事物紀原』宮苑の條に、

『通典』に曰く、宮苑總監は隋自り置く。苑内の宮館園池のことを掌る。蓋し宮苑の職なりと。『唐會要』に曰く、開元十九年、湯宗慶を五坊宮苑使と爲すと。本一使なり、唐末始めて之を分かつ。『唐書』方鎮表に曰く、開元二十年、宮苑使を置く……と。

と見え、その職務は内園使とほとんど變わらない。ただ五坊宮苑使が、鵠・鵠・鷹・鵠・狗の諸坊を管理したものであるということとは、『唐會要』卷七八 五坊宮苑使の條に、

五坊とは、鵠・鵠・鷹・鵠・狗を謂いて共に五坊と爲す。宮苑は、舊一使を以て之を掌る。(代宗)寶應二年自り後、五坊使入りて内宮苑使に隸す。近ごろ又閑廐使有り、宮苑の職を兼ね。

とあることから分かる。また、安祿山や至徳初年に李輔國がこれに任じられた例が見られる。ところが、憲宗期の楊朝孜、文宗期の仇士良は五坊使であり(附表參照)、『唐末始分之』とはこのことを指すのだろう。その後は閑廐と緊密な關係を持ったようである。⁽⁴⁸⁾

「宮館園池」の管理とは實際には宮禁門戸の事務をも含むので、これは南衙における皇城使の役割にも近い。故に東宮の「諸門守當」などの雑役も宮苑使の兼務となった。『唐會要』卷六五 閑廐使の條に次のように述べる。

(文宗)太和九年十一月、閑廐・宮苑等の使奏すらく、京兆府合に供すべきの當使の諸門守當の三衛八十人は、舊例を准るに、京兆府より諸縣の百姓を取りて前件三衛に供し、門仗諸雜役に充て、毎月交替す、といえり。……伏して請うらくは、今年十二月從り起し、省いて供を停め、臣、當司の召至せる子弟一百人に於て、每人毎月、當司に使い……、伏して乞うらくは臣が管見を允されよ、と。旨あり、奏に依れ、と。

唐末昭宗天復三年に朱全忠が腹心の張廷範、王殷をそれぞれ宮苑使、皇城使に任じているのも首都全域に睨みを効かせようとする目的によるものだった。⁽⁴⁹⁾

(5) 宮廷の財政を掌る内諸司使

——大盈庫、瓊林庫、豐德庫等使——

君主の享樂や様々な賜物、用度などを支えるために、宮廷に内庫が設置された。大盈庫、瓊林庫、豐德庫の諸内庫はいずれも宦官に管轄され、中央の財政系統とは別系統だった。大盈庫について、『通鑑』卷二二八 德宗建中四年十月丙午の條の胡註に次のように述べる。

玄宗の時、王鉞戸口色役使たり、財貨を徵剝す。毎歲錢を進むること百億、寶貨是に稱^{かな}う。百寶大盈庫に入れ、以て人主の宴私賞賜の用に供すと。則ち玄宗の時、已に大盈庫有り。陸贄帝を諫めて曰く、瓊林・大盈は古えより悉く其の制無し。諸^{これ}を耆舊の說に傳^{つた}ぬるに、皆云えらく、開元自り創まる……と。則ち庫の玄宗に始まること明らかなり。

宋白曰く、大盈庫は内庫なり。中人を以て之を主らしむ。(肅宗)至德中、第五琦始めて悉く租賦を以て大盈庫に進入す。天子出納便たるを以て、故に復た出さず。

その創立の時點は開元年間であり、大盈庫とともに瓊林庫、及び瓊林使も同じく開元年間に設立された。『說郛』卷六、李肇『翰林志』の「學士の初めて院に入るや馬一疋を賜い、之を長借馬と謂う。大盈庫は帷褥を供し、瓊林庫は梳鏡を供す。」という記事から見て、二庫は違^{ちが}う職掌を持ったようである。なお、『翰林志』によれば、翰林學士院の北に寶庫があった。翰林院遺跡附近にたくさん^の封泥が発見されていることとあわせて考えれば、左藏庫はもとより、大盈瓊林庫もこの場所にあった可能性がある。憲宗期の孟再榮、文宗期の仇士良、宋守義、宣宗期の劉遵禮が、いずれも大盈庫使に任じられている例から(附表参照)、大盈庫使は長く存續していたようである。一方、文宗期の許遂忠、馬元某、宣宗期の李敬實が瓊林使となった例があるから、こちらも少なくとも宣宗期までは存續していたようである。

しかし唐末になると、大盈庫使或いは瓊林使の記載はほとんど見えなくなり、それに代わって新たに内庫使、豐德庫使

などが發展してきた。例えば、前掲の乾符六年内庫銀鋌には、文思院の官員のみならず、内庫使という職名が見えており、また昭宗天祐元年閏四月の敕で、停廢から除外されて殘された九使の中に、豐德庫使も含まれている。⁽⁵¹⁾

(6) 帝王の飲食を司る内諸司使

——進食使、尙食使、御食使、御廚使——

宮廷の飲食に關する内諸司使は常置のものであった。天寶年間進食使を皮切りに、尙食、御食、御廚などの同類の使職が次々と現れた。進食使の場合、『通鑑』卷二一六 玄宗天寶九載二月の條に次のように述べる。

時に諸貴戚競って進食を以て相尙す。上官官姚思藝に命じて檢校進食使と爲す。水陸の珍羞數千盤、一盤にて中人十家の産を費す。中書舍人竇華、嘗て朝を退くに、公主の進食の中衢に列するに値う。傳呼按轡して其の閑より出でんとするに、宮苑小兒數百、挺を前に奮う。華僅に身を以て免る。

敬宗期になると、さらに尙食使という新名目が見える。例えば、『舊唐書』敬宗紀 寶曆三年の敕に「尙食使收管鄠縣美陂」と述べている。なお、『隋唐石刻拾遺』卷下、劉仕補墓誌の「御食使登事郎上柱國賜緋魚袋張元勿」という記事によれば、懿宗咸通七年以前、御食使がすでに設置されていたことがわかる。その外に、天祐元年閏四月、存續した九使の一つに御廚使があったことから見ると、唐末に至る頃には、進食使以外にも同種のもものが多く存在していたと見られる。天祐元年閏四月以後、進食等四使のうち御廚使以外は廢止されたはずであるが、天祐二年四月十二日の敕には、依然として尙食使の名が見られる。尙食、御食、御廚などは、實は同一のものを指しているのかもしれない。

(7) いわゆる「掌技術之待詔者」である内諸司使

——翰林使、學士使、醫官使——

中唐以降、帝王は藝能、技術を持つ人材を収めるために翰林院を設置した。翰林院に関する官職としては、翰林供奉及び翰林學士があつたが、時代が降るにつれて翰林使、學士使、翰林醫官使などの内諸司使も現れた。『通鑑』卷二二五 代宗大曆十四年七月乙未の條、胡註に、

『翰林故事』に曰く、翰林院は銀臺門内に在り。藝能伎術を以て召見さるる者の處る所なり。玄宗の初め、翰林待詔を置く。四方表疏の批答、應和の文章を掌る。又詔敕文告悉く中書に由れば、壅滯多きを以て、始めて朝官の才藝學識有る者を選んで入りて翰林に居らしむ……開元二十六年、始めて翰林供奉を以て改めて學士と稱し、別に學士院を翰林苑の南に建てて、内命を専らにせしむ。其の後又東翰林院を金鑾殿の西に置き、上の所在に隨う。……

と見え、開元二十六年以前は翰林院は藝能・技術・才學に優れた人々が集まるところであつたが、以後別に翰林學士院、東翰林院などが創立され、詔命を専ら掌つた。⁽⁵²⁾翰林・學士院について、『雍錄』卷四 翰林學士院圖によれば、右銀臺門内、少陽院の南に位置するが、發掘の結果により、まさに銀臺門外一夾城の内に建てられていたことがわかつた。更にその構造は『雍錄』の示すように翰林院の北廳五間と學士院の南廳五間が南北に對置していたのである。⁽⁵³⁾翰林使の場合、『事物紀原』卷六 東西使班部 翰林の條に

宋朝會要に曰く、唐に翰林使有り、技術の待詔する者を掌ると。

と記され、憲宗朝の呂如金、劉弘規がいずれもこれに翰林使を任じられている（附表参照）。『文苑英華』卷七九七 翰林使壁記によれば、翰林使の役割は翰林學士と帝王との橋渡しをし、草制の過程で帝王の意志を翰林學士に下達する一方、翰林學士の意見を君主に伝えることにあつた。この他に學士使という使職が見える。例えば、昭宗時期の鄭文晏、吳承泌

は學士使に任じられた（附表参照）。李肇『翰林志』によれば、學士院と翰林院は南北二廳として對置し、その中にただ高品使二人が

毎日晚、思政殿に執事し、退いて傳旨す。小使の緣黃青を衣る者逮至し、十人ごとに更番して守曹す。

と述べる。思うに、翰林使、學士使は翰林學士使の略稱であらう。⁵⁴

同じように、醫官使は翰林醫官使とも稱せられる。唐代において醫術に通じた人は藝能、技術の人と認められ、翰林院に招かれたのである。例えば、太和年間の鄭注は醫術に精通していたので、文宗が彼を翰林伎術院に置こうとしたという。翰林醫官は德宗貞元八年に置かれ、もともと尙藥局の官僚が兼ねていた。『事物紀原』卷六 東西使班部 醫官の條に次のように述べる。

『唐會要』を按ずるに、貞元八年八月、侍御醫・尙藥直長・藥藏郎をして並びに留めしめて、翰林醫官を授く、と。

然らば則ち醫官の使を置くは、當に是れ唐官なるべし。

翰林醫官使の成立の時については、はっきりはわからないが、少なくとも武宗會昌年間にはすでに存在していた。『金石萃編』卷一一七によれば、劉遵禮が會昌六年に醫官院使を擔當したことがある。『通鑑』卷二六四 昭宗天祐元年閏四月の條に、

（朱）全忠、醫官許昭遠をして醫官使閤祐之……等元帥を害せんことを謀ると告げしめ、悉く之を收殺す。

と述べ、胡註はさらに

唐末、醫官使を置きて以て醫官を主る。

とするが、唐末といってもそれは武宗期にさかのぼるのである。

(8) 太子・諸王子の起居を司る内諸司使

——少陽院使、十王宅使——

帝王の起居が大明宮へ移るに従って、太子の居る東宮も少陽院に移り、また、大明宮の南に接して十王宅という諸王の住まいも設置された。そして太子、諸王の起居を管理するため、特に宦官を少陽院使、十王宅使に任じたのである。前掲『八瓊室金石補正』巻七〇 西門珍墓誌の按語に

雍録を攷うるに云えらく、待制に院有り、宣政殿の東・少陽院の西に在りと。また云えらく、(穆宗)長慶元年、門下省の東・少陽院に於て牆及び樓觀を築くと。又云えらく、學士院北廳の又北は則ち翰林院爲り。翰林院の又北は則ち少陽院爲りと。是れ兩少陽院有るなり。一は左掖に在り、一は右掖に在り。

と見え、兩少陽院が同時に存在したようである。兩少陽院の位置關係により、右掖少陽院は太子の夜間の寢室であり、左掖少陽院は則ち晝間の活動の場所であつたと推測される(附圖參照)。宋敏求『長安志』は、右掖少陽院のみに言及しているが、一方、『雍録』の閣本大明宮圖、徐松『唐兩京城坊考』の大明宮圖には、ただ左掖少陽院のみが記されており、左右掖の少陽院の位置の比定も様々である。唐代中期以後の宮廷政變が常に夜に發生したため、起臥の場たる右掖少陽院が比較的多く記載されているものと判斷される。例えば『舊唐書』卷一一 代宗紀、『通鑑』卷二四三 敬宗寶曆二年十二月壬寅條などの記載が、九仙門の附近の右掖少陽院と主に關連するものとしてあげられる。『舊唐書』によれば、二人の宦官が少陽院使に任じられたとあるが、これは左右少陽院を分掌したものだろう。十王宅使の成立の時點は、先天年間から開元年間にかけてのことと考えられる。『長安志』卷九、十六宅の條に所引の『政要』には、

先天の後、皇子幼くんば則ち内東に居る。封後、年漸く成長するを以て乃ち安國寺東附苑城に於て同に大宅を爲り、院を分かちて之を居く。名づけて十王宅と爲す。中官をして之を押せしめ、夾城中に於て起居す。毎日常令膳を進

む。

と述べる。一方、『通鑑』卷二三八 憲宗元和六年十二月壬申條下の考異に諸書を引き、次のように述べる。

新(唐書)李吉甫傳は十宅に作る。舊紀を按ずるに、此より唐末に至るまで、皆十六宅と云う。新傳誤るなり。余按ずるに、開元以來、皇子多く禁中に居る。詔して苑城に附きて大宮を爲り、院を分かちて處す。十王宅と號し、中人もて之を押す。夾城に就きて天子に參じて起居す。其の後、増して十六宅と爲すなり。

これにより、十王宅が十六宅に擴充されたことがわかる。いわゆる十王とは、『長安志』によれば、慶・忠・棟・鄂・榮・儀・顯・永・光・濟王であつた。のち十王以外、さらに盛・壽・陳・豐・恆・涼六王が加えられ、あわせて十六王となつた。⁽⁵⁷⁾ 十王宅、十六宅はすなわち上述の諸王の共同の「大宅」、「大宮」を指すものであり、諸王はそれぞれ大宅の中の個別の院で起居したのである。また十王宅使も十王宅の創立と同時に生まれたに相違ない。その職務は皇子の日常の起居、膳食の管理であつたから、非常の際には往々帝王の耳目として諸王の活動を監視する役目をも果たした。⁽⁵⁸⁾

(9) 俳優・雜技・聲樂を掌る内諸司使

——雲韶使、教坊使、梨園使——

教坊の音聲、戲曲は君主の享樂に供されるために屢々催された。ここにはもともと宦官、伶人が供職しており、内諸司の中でも最も早く出現している。教坊について、『舊唐書』卷四三 職官志二 中書省の條には次のように注解する。

内教坊。(註)武德已來、禁中に置き、以て雅樂を按習せしむ。中官人を以て使に充つ。則天改めて雲韶府と爲す。神龍復た教坊と爲す。

又、『事物紀原』卷六 東西使臣部には、

唐百官志に曰く、開元二年、内教坊を蓬萊宮側に置き、京都に左右教坊を置く。俳優雜劇を掌る。中官を以て教坊使

と爲す、と。此れ其の始めなり。又曰く、武德の後、内教坊を置く。武后改めて雲韶府と曰う、中官を以て使と爲す、開元の後、始めて太常に隸さざるなり、と。續事始に曰く、玄宗教坊を立つるに、新聲散樂の曲・優倡曼衍の戲を以てす。其の諸譚に因って金帛章綬を以て之を賞す。因て使を置きて以て之を教習す。國家は乃ち伶人の久次する者を以て使と爲すと云う。

と見え、武后期の雲韶府から玄宗期の教坊に至るまで常に宦官がこの使職に任ぜられていたが、開元以前は教坊が中央の太常に管轄されていたということが開元以後とは對照的である。一九五二年西安東郊經五路に出土した蘇思勗墓誌によれば、彼は開元二三年に檢校雲韶使に任ぜられて⁽⁵⁹⁾いる。このことから見て、武后期の雲韶使は玄宗期に至っても引き續き存在したものと思われ、これが玄宗期に再び置かれた教坊使の前身だったと認められる。『長安志』卷六に、

玄宗、左右教坊を蓬萊宮の側に置く。帝自ら法曲・俗樂を爲り、以て宮人に教え、梨園弟子と號す。

と見え、蓬萊宮近處の教坊は左右二坊に分けられていた。『說郛』卷一二、崔令欽『教坊記』によれば、西京左・右二教坊が、

右は多く歌を善くし、左は多く舞に工なり。

と分別されていることから見ると、蓬萊宮側の左・右教坊の區別もこれと同じではないかと推測される。所謂「新聲散樂之曲、優倡曼衍之戲」を教える教坊使は、一般的には宦官が充てられていたが、なかには伶人が任じられた例もある。『冊府元龜』卷一〇一 帝王部 納諫の條に、文宗開成元年九月壬辰、伶人雲朝霞が教坊副使となつたと見えるのはその一例である。

教坊と相似ている梨園は、『通鑑』卷二二一 玄宗開元二年正月の條に、

舊制、雅俗の樂は皆太常に隸す。上、音律に精曉す。以えらく、太常は禮樂の司、應に倡優雜伎を典るべからずと。

乃ち更に左右教坊を置きて以て俗樂を教う。驍衛將軍范及に命じて之が使と爲す。又、樂工數百人を選び、自ら法曲

を梨園に教え、之を皇帝梨園弟子と謂う。

と見え、俗樂を教える教坊に對して法曲を教える所であつて、開元二年以來使職に掌られていた。なお、『雍錄』卷九梨園の條に、

梨園は光化門の北に在り。光化門は禁苑南面西頭の第一門なり。

と述べていることから見て、梨園は教坊とは別のところに建てられていたようである。⁽⁶⁰⁾ もちろん、『金石萃編』卷八七寶居士碑には、その季子寶元禮が梨園教坊使を兼任したことが見えており、このことから梨園と教坊との關係が緊密だったと言えよう。しかし、代宗が大曆十四年に梨園使と樂工三百人餘りを罷めて以後、梨園使はもはやなくなったようである。

以上の九種類の分類は便宜上のものであるので、各種類の間に多少の重複關係があることも考え合わせる必要があるだろう。例えば、翰林使の傳令・議事などの役割は樞密使、宣徽使と似ているし、十王宅使の職務には、尙食使、御食使に類したものがある。又いわゆる技術の官といえは、醫官使ばかりでなく、内作坊使、内八作使をも含めるべきであろう。なお、ここでは個別の細かい使職、或いは非内廷の内諸司使を除外した。⁽⁶¹⁾ 内諸司使全體の宮廷での發展過程を明らかにする爲にしばらくこうした分類を用いた次第である。最後にこれら内諸司の大明宮での位置を附圖に示し、主な内諸司使の任官者を附表に示しておく。

四 おわりに

——内諸司使の性格の検討——

内諸司使の性格は律令官司とはかなり相違・對立したものととして把えられがちだが、これまで見てきたことから、内

諸司使の機構が舊律令體制と繼承關係にあったことがよく分かる。また、舊制度から新制度への轉換期には必ず過渡的段階が見られ、その時の背景も様々であろうが、新制度の形成は長い時間を要するものである。そしてこの場合、その形成された新制度は二つに分けることができるだろう。一つは決して新しい令外機關ではなく、あくまでも古い律令體制を繼承し發展したものであり、早期の内諸司使にはこうした性格が強い。もう一つは律令制度とは關係なく、大明宮獨自に發展したものである。

前者、例えば教坊使、飛龍使、軍器使、中尚使等の管轄下の機關は本來、律令機構の一部であった。教坊は太常に管理され、飛龍殿は殿中省に掌られ、軍器、つまり甲坊、弩坊は軍器監に管理され、中尚署は少府監に司られたものであった。その外、園苑、内園などは、司農寺の系統に屬するものであった。したがって使職が成立した當初、これらは依然として南衙官署と密接な關係をもっていた。軍器、中尚の使職に宦官のみならず、時々中央の官員が任ぜられたのもその爲である。

しかし、内諸司使は唐中期君主の大明宮への移住を境に、決定的な質的變化を見る。以後の職名は往々大明宮の建物に因んだもので、舊機關との關係は緊密なものではない。例えば、大明宮の西北隅、九仙門附近の少陽院、右銀臺門外の翰林院及びその南の學士院、望仙臺の舊址に位置する文思院、宣政殿の東西上閣門などに設置された使職がそうである。樞密院、宣徽院、大盈庫等使の官局も、その位置は確認できないが、大明宮の中に設置されたことは間違いない。なお、一九七八年西安に出土した「唐重修内侍省碑」に「内則内園、客省、尚食、飛龍、弓箭、染坊、武德留後、大盈、瓊林」と見え、内諸司機構が主に宮廷及びその周邊を中心に設置された固定・恆常の宦官組織であったということも指摘しえよう。⁽⁶²⁾

内諸司使の中でも、(1)類の軍事措置に關する内諸司使、(2)類の皇帝の傳令機構、(7)類の「掌技術之待詔者」である使職は君主の近くにいて、比較的重要な地位を占めていた。一方、(3)類の作坊を中心とした内諸司使、(5)類の宮廷寶庫を管理する使職、(6)類の飲食を司るもの、(9)類の俳優、雜技、聲樂を掌る諸使は、ただ帝王の私生活に仕えるものにすぎず、(4)

類の宮廷地域を管轄する内諸司使、(8)類の太子・諸王の起居を司る使職は、一般的な日常行政に攜わるものであった。玄宗、肅宗、代宗期以來、神策軍使に加えて大明宮の防衛に當たった飛龍、軍器、弓箭等の内諸司使は、王權の安定性を保つ重要な基礎となっており、従つてその地位も最も早く上昇した。また、德宗期以降、政務が一層複雑化したのに對應して、詔令を起草し、帝王の意志を速かに下達するために、翰林使、學士使、樞密使、宣徽使などの發達が見られた。内諸司使は、これら軍事、政治的樞機に當たるものを中核に、一般的事務、宮廷行樂を掌る諸使が外郭を形成した龐大な機構であつたのである。

今後なお注目すべき點は、内諸司は理論的には内諸司使と同時に生まれたはずであるが、史料上は時として内諸司使より早く設置されたように記載されていることである。したがつて、内諸司の成立と内諸司使の發展の間に時間上の差異を考えなければならぬであらう。その他に、内諸司を設置した際、それぞれが往々單一の目的で成立したのではなく、多種の職掌を兼ねた例があることも判明した。それらは依然として内諸司使の成立過程を整理していく上での難問なのである。

註

(1) 例えば、佐伯富氏の「五代における樞密使について」、『史窓』四八、一九八八、「宋代の皇城司について」、『東方學報』京都、九、一九三八）、友永植氏の「唐宋時代の宣徽使について——主に五代の宣徽使に注目して——」、『北大史學』一八、一九七八、「唐・五代三班使臣考」、『宋代の社會と文化』一九八三）等の論述がそれである。唐・五代の内諸司使を全體的に検討した研究は、唐長孺氏の「唐代的内諸司使及其演變」、『山居存稿』中華書局、一九八九）であり、

唐宋變革期の官制研究に重要な視點を提供してくれる。

(2) 歐陽脩『集古錄跋尾』卷九 康約言碑に「唐自開元以後、職官益濫、始有置使之名。歷五代迄今、多因而不廢。世徒知今之使類非古官、襲唐舊號、而不知皆唐宦者之職」と見え、宋人が唐代における使職の性質を十分に理解していなかったことがわかる。しかし、宋代の諸司使と同名の唐代の使職に必ず宦官が任ぜられたという點については、私はもう少し修正を要すると考えている。

(3) 例えば、轉運使の場合、その固定した機關が寶應元年以後すでに存在していたようである。何汝泉『唐代轉運使初探』上編「轉運使職」、「轉運使的治所問題」を参照。

(4) 『冊府元龜』卷六六五 內臣部 總序に「蓋唐室中葉之後、諸司諸使多以中人主之。(劉註)如宣徽使、閤門使、飛龍使、內坊使、內弓箭使、鴻臚禮賓等使、內教坊使、五方(坊)使、學士使、糧料院館驛等使之比」とある。

(5) 六花謙哉氏の「唐代に於ける内使・中使その他」(『東洋史研究』六一二、一九四一)では、もし宦官の本来居るべき所の内廷に於て當然就き得る使職を原義的に内使と稱するならば、中使というのは外廷隸下の、本来なら必ずしも宦官を以てしない使職であると指摘されている。

(6) 『新唐書』卷四七 百官志二 殿中省の條に「武后萬歲通天元年、置仗內六閑、一曰飛龍、二曰祥麟、三曰鳳苑、四曰鸞鸞、五曰吉良、六曰六羣、亦號六殿、以殿中丞檢校仗內閑殿、以中官爲內飛龍使」とある。

(7) 『通典』卷二六 職官八 殿中監の條に「武太后萬歲通天二年五月、置仗內閑殿、令殿中丞袁懷哲檢校、至聖曆二年、改爲少監」とある。『通典』は德宗の貞元一七年(八〇一)の成書で、『新唐書』より古いことや、『通典』の記す仗內六閑が殿中丞から少監に移管された次第が、『新唐書』には見えないことなどは、少なくとも殿中監關係の記述においては『通典』の信憑性が高いことを示唆するものである。

(8) 『新唐書』卷五〇 兵志に「以尙乘掌天子之御。左右六閑、一曰飛黃、二曰吉良、三曰龍媒、四曰駒騄、五曰駄驥、

六曰天苑。總十有二閑爲二殿、一曰祥麟、二曰鳳苑、以繫飼之。其後禁中又增置飛龍殿」とある。

(9) 中國科學院考古研究所編著『唐長安大明宮』(科學出版社、一九五九)の發掘調査によつて、玄武門の北、重玄門の牆側で「龍」字を記す瓦片が発見されたため、飛龍殿は重玄門の外に位置していた可能性もある。また玄武門と重玄門との夾城の關係については傅熹年「唐長安大明宮玄武門及重玄門復原研究」(『考古學報』一九七七年二期)を参照。

(10) 出土した「唐故開府儀同三司兼內侍監贈揚州大都督、葬泰陵高公神道碑並序」(『考古與文物』一九八三年二期)には、所謂「三宮內飛龍殿大使」の三宮を説明していないが、興慶宮、太極宮、大明宮とすべきであろう。前掲の如く、太極宮、大明宮の兩處に飛龍殿が設けられていたことは明らかである。『新唐書』卷二〇八 宦者下、李輔國傳の「興慶宮有馬三百、輔國矯詔取之」という記事を考えれば、興慶宮にも同じく内殿が存在した。呂大防『長安城圖』は、長安城以南の多くの部分が缺失しているが、幸い興慶宮の東牆に接する飛龍院は見る事ができる。従つて、興慶宮にも飛龍院という機構があつたに違ひなからう。碑文の前後の官職關係から見て、高力士が三宮飛龍使となつた時期は天寶末年である。『通鑑』卷二六 玄宗天寶一一載四月乙酉の條に、邢絳という者が龍武將軍を殺し、龍武萬騎によつて亂を起こそうとした際、高力士が飛龍兵を率いて亂を鎮壓したという記事があるから、高力士の飛龍使職の上限は天寶一一載とするのが適當であり、その下限については、天寶一四載と認められよ

う。その時、玄宗は太上皇となり、政治の逆轉のためにその居所をかつて興慶宮・大明宮・太極宮と三度かえたことがある。彼の權力が全く失われる前、親近の高力士がまだ三宮飛龍殿使を兼任していたことがわかる。

(11) 前掲『通鑑』卷二一六 玄宗天寶一一載四月乙酉の條。

(12) 同書卷二一八 肅宗至德元載六月甲午の條と丁酉の條によると、安史の反亂軍が長安の京城に逼った時、玄宗は一方では禁馬を選んで皇室近臣と共に北門を避けながら、他方では飛龍兵馬を太子に任せておいて留守させたという。

(13) 『舊唐書』卷一一 代宗紀、『通鑑』卷二四三 敬宗寶曆二年二月壬寅の條。代宗、玄宗が皇位を繼承できたのは、いずれも神策軍と飛龍兵によって宮廷政變を起こしたからである。

(14) 『新唐書』卷二〇八 宦者下、田令孜傳に「(懿宗)咸通時、歷小馬坊使。僖宗即位、擢令孜左神策軍中尉」とある。

(15) 『唐會要』卷六六 軍器監の條に、

武德元年置、貞觀元年三月十日廢、併入少府監。開元三年十二月二十四日、以軍器使爲監、領弩甲二坊。十一年十月二十五日罷、隸入少府監爲甲弩坊、加少監一員以統之。天寶六載五月二十八日、復置。乾元元年六月十三日、又廢置使、其監以下並停。

とある。

(16) 『新唐書』卷四八 百官志三 軍器監に「監一人、正四品上、丞一人、正七品上。掌繕甲弩、以時輸武庫。總署二、一曰弩坊、二曰甲坊」とある。

(17) 同書卷四八 百官志三 兩京武庫署に「令各二人、從六品下、丞各二人、從八品下、掌藏兵械……(注)開元二十五年、東都亦置署」とあり、なお、同卷武器署には「令一人、正八品下、丞二人、正九品下、掌外戎器。祭祀、巡幸、則納於武庫……(注)貞觀中、東都亦置署」とある。

(18) 『文苑英華』卷四二七—四三〇 翰林制詔の「武德・軍器」という記載は、唐長孺氏が初めて指摘したものが、その意味、關係は説明されていない。その全體の書き方はすべて「飛龍・閑殿」「內園總監・裁接」「少府將作・內中尙」「軍器・武德」「內・外弓箭庫」となっており、内外兩廷の性質が類似する官職を並列したが如くである。もし軍器關係の機構が軍器使に管理されるものと認められるならば、武德というのは軍器と類する別の系統の官職であり、武德東門の武庫を管理するものであろう。前掲『新唐書』卷四八 武器署によると、武庫の軍器は祭祀、巡幸の場合に多く使われている。西安東郊に出土した唐許遂忠墓誌(『考古與文物』一九八五年六期)によれば、德宗貞元末年の武德副使が「山園之禮」に關する職務を掌っていたことが分かる。おそらく武德は特に郊祀の軍器を司る使職であり、それは軍器使と分掌するものだったと考えられる。

(19) 關双喜「西安東郊出土唐李敬實墓誌」(『考古與文物』一九八五年六期)を參照。

(20) 『事物紀原』卷六 東西使班部 弓箭の條に「又(宋朝會要)曰唐有內弓箭庫使……續事始曰、唐明皇開元初年至天寶末置內諸庫使」とある。

(21) 『舊唐書』卷一七上 敬宗紀に「(長慶四年四月) 丙申、

賊(染工)張韶等百餘人至右銀臺門、殺闖者、揮兵大呼、進至清思殿、登御榻而食、攻弓箭庫」とある。『通鑑』卷二四三 穆宗長慶四年四月の胡註はさらに「以下文清思殿徵之、所入者左銀臺門也。在大明宮東面、又北側玄化門」と述べている。なお、前掲『文苑英華』の「内・外弓箭庫」という記事から見て、張韶が經た所はまさに内廷に屬する内弓箭庫と思われる。

(22) 『唐會要』卷七二 軍雜錄に「其年(文宗開成元年)三月、皇城留守奏、城内諸司衛所管羽儀法物數内、有陌刀利器等……伏請納在軍器使、如本司要立仗行事、請給儀刀、庶無他患。敕旨、宣令送納軍器使、令別造儀刀等充替」とあり、また(宣宗)大中六年九月、敕、京兆府奏條流、坊市諸車坊客院、不許置弓箭長刀、如先有者、並勒納官。百姓所納到弓箭長刀等、府縣不合收貯宜令旋納弓箭庫。仍委司府切加覺察、所守等不得輒有藏隱」とある。

(23) 李令崇墓誌は僖宗中和五年から乾寧三年にかけて黃巢の亂後の長安城内外の状況をよく反映しているものである。墓誌の撰者であり一連の政治混亂を経験した内弓箭庫副使李應坤は宮廷の事務に積極的に參與したと推測される(『考古與文物』一九八三年二期)。なお、懿宗咸通九年から咸通十二一年にかけての佛骨を迎える活動には、法門寺の地宮を建てた以外にも、専ら弓箭庫使を以て地宮の珍寶を護送する等のことが行われたようである(『文物』一九八八年一〇期)。

(24) 樞密使の設置の時点について、矢野主税氏「樞密使設置時

期について」は憲宗元和元年としたが、佐伯氏はこれを代宗永泰二年に訂正された。

(25) 『通鑑』卷二四三 敬宗寶曆二年二月、胡註に「唐末謂兩樞密、兩中尉爲四貴」とあり、いわゆる兩樞密は、前掲の如く、東西(上下)兩院の樞密使であり、兩中尉はすなわち左右神策中尉である。

(26) 宣徽院の所在について、『石林燕語』卷三 宣徽南北院使の條に「宣徽南北院使、唐末舊官也。置院在樞密院之北」とあるが、これは唐代の宣徽、樞密を指すかどうか疑問がある。陳思『寶刻叢編』卷七には「唐宣徽北院新啓功德堂記并碑陰題名」という記載があるが、懿宗咸通年間の功德堂の位置は明らかでない。機構の名前から考えれば、大明宮の宣徽殿は宣徽院と相似しており、これを宣徽機構の所在地とするのが妥當ではないだろうか。

(27) 出土した鴻雁紋宣徽酒坊銀碗の底部に「宣徽酒坊字號」と記されていた(『文物』一九六六年一期を参照)。

(28) 出土した銀酒注の底部に「宣徽酒坊、咸通十三年六月二十日別敕七升地字號酒注壹枚重壹佰兩、匠臣楊復恭等造、監造蕃頭品官臣馮金泰、都知高品張景謙、使高品臣朱師貞」という字が記されていた(『考古與文物』一九八二年一期を参照)。

(29) 「唐故軍器使贈内侍李公墓誌」によると、李敬實は穆宗長慶年間に「宣徽庫家」に任ぜられた(『考古與文物』一九八五年六期を参照)。

(30) 上述の墓誌によれば、李敬實は宣宗大中年に宣徽鷹鶴使

に任じられた。鵲、鵲、鷹、鵲、狗の五坊は五坊使の管下にあったが、かつて宮苑使や閑廐使などの管轄下にあったことがあり、宣徽院の設置の後、鷹鵲二坊がそれに移管された可能性が高い。『雍錄』卷三「唐西内太極宮圖」に、太極宮の東北の隅に鷹鵲院が設置されている。鷹鵲院は即ち鷹鵲二坊の機構であらう。

- (31) 『文苑英華』卷四一八 授内官韓坤範等加恩制には宣徽小馬坊使ばかりでなく、宣徽含光使という官職が見える。なお、『隋唐石刻拾遺』卷下、佛頂尊勝陀羅尼經咒幢（宣宗大中年）に、含光副使李文端という人物を記す。『唐長安大明宮』によると、大明宮の東側で含光殿の遺跡が発見された。思うに宣徽院の職務の一部である國家の儀禮に關する朝賀、獻俘などの活動が常に含光殿で行われたので、それが専ら含光使に管轄されたのであらう。

- (32) 「閑門」というものは、「入閑」の門を意味しているが、實は閑の門ではなく、あくまでも便殿の東西兩門であった。『雍錄』卷三 西内兩閣の條に「其曰閑者、即内殿也、非眞有閑也」とある。

- (33) 同卷、古入閣説の條に「西内太極殿即朔望受朝之所、蓋正殿也、太極之北、有兩儀殿、即常日視朝之所也。太極殿兩廡已有東西二上閣、則是兩閣皆有門可入已、又可轉北而入兩儀也」とある。

- (34) 『事物紀原』卷六 東西使班部 八作に「續事始曰、唐玄宗置内八作使。……馮鑑又引李肇國史補云、玄宗開元初至天寶末、所置使有内八作使」とある。なお『金石萃編』卷九

○劉元尙墓誌によれば、天寶年間の劉元尙は武德・中尙・五作坊使に任ぜられている。また『冊府元龜』卷七一七 幕府部 智識によると、天寶年間に韋倫が楊國忠によつて鑄錢内作使判官に任命されたという記載があり、五坊使や内作使は天寶年間にすでに存在していたことがわかる。

- (35) 前掲『金石萃編』卷九〇 劉元尙墓誌を参照。

- (36) 『舊唐書』卷四四 將作監、左校署の條に「左校令掌供營構梓匠、凡宮室樂懸簾簾、兵仗器械、喪葬所須、皆供之」とある。

- (37) 「署」「方」「坊」という言葉には、相互に關係する事例がみられる。例えば、『事物紀原』卷七 庫務職局部 二染院の條の「唐有染署、職在少府、後爲染坊」という記事は「署」が「坊」に變つたことを示す例である。

- (38) 例えば、『八瓊室金石補正』卷七七 國子祭酒敬延祚墓誌に綾錦坊使の記載がある。なお、『事物紀原』卷六 東西使班部、氍毹の條に「又（宋朝會要）曰唐有氍坊、毬坊使、五代合爲一使」とあり、加えて染院の條に「唐又有染坊……有染坊使」と見える。

- (39) 石與邦編『法門寺地宮珍寶』（陝西美術出版社、一九八九）、又、陝西省法門寺考古隊「扶風法門寺塔唐代地宮發掘簡報」『文物』一九八八年一〇期）F.D.5: 036を参照。

- (40) 同上、『文物』F.D.5: 036を参照。

- (41) 土肥義和氏「敦煌發見唐・回鶻間交易關係漢文文書斷簡考」『中國古代の法と社會』汲古書院、一九八八）を参照。

- (42) 一九七七年一月、西安市東郊秦園村で出土した文物であ

り、現在西安市文物管理所に収められている。保全「西安東郊出土唐代金銀器」（『考古與文物』一九八四年四期）を参照。

- (43) 『唐會要』卷六六 宮苑監の條によれば、苑總監の制度は、もともと東都洛陽に創立されたものであった。高宗顯慶二年、これが東都四面監に分けられたが、同卷、西京苑總監によると、永淳元年に又一つの監が復活した。東都、西京苑總監の職について、『舊唐書』卷四四 京、都苑總監の條に「掌宮苑內園池之事」とあり、園苑使、內園使の職能と同じである。なお、『通鑑』卷二二五 代宗大曆一四年六月甲子の條、胡註に「東都園苑使、唐初苑總監之職也」と見えるのも推測を補強しよう。

- (44) 前掲『通鑑』卷二二五 代宗大曆一四年六月甲子の條。
(45) 『唐會要』卷六六 西京苑總監の條に「開成五年四月敕、總監宜令內官司管、仍別置使。其總監及丞簿共四員、宜並停」とある。

- (46) 『長安志』卷六 宮室四、禁院內苑の章に「靈符應聖院在龍首池東、會昌元年、造內園小兒坊」とある。小兒とは、內諸司機構の役人であり、例えば、『通鑑』卷二二六 順宗永貞元年二月甲子の條、胡註には「唐時給役者多呼爲小兒、如苑監小兒、飛龍小兒、五坊小兒是也」とある。

- (47) 內園使、亦內諸司之一。五代時、有內園栽接使。

- (48) 『唐會要』卷六五 閑殿使の條、同書卷七八 五坊宮苑使の條によれば、文宗以後、閑殿宮苑使という名が屢々見られる。

- (49) 『通鑑』卷二六四 昭宗天復三年二月乙未の條と胡註を参照。

- (50) 大盈庫は玄宗期から文宗期にかけて存在していたが、玄宗が蜀に蒙塵した時、一度亂民に破壊されたことがある。なお、德宗は奉天に出走した際、行宮で臨時に瓊林大盈庫を設立したことがあった（『雍錄』卷五 德宗幸奉天入出漢中の條を参照）。

- (51) 『唐會要』卷七九 諸使雜錄下に「天祐元年（閏）四月敕、今後除留宣徽兩院、小馬坊、豐德庫、御廚、客省、閤門、飛龍、莊宅九使外、餘並停廢」とある。

- (52) 『雍錄』卷四 東內西內學士及翰林院圖、大明宮右銀臺門翰林院學士院圖によると、學士院は翰林院の南に接し、東翰林院（東學士院）は翰林院の東に位置し、いつも帝王が訪れた金鑾殿に對する、一つの龐大な「技術之待詔」の機構であった。學士院と東翰林院が設置された後も、翰林院にはそのまま個々の技術部門が残った。翰林使、翰林醫官などは、その翰林技術院に屬する官僚と考えられる。

- (53) 八〇年代の翰林院遺跡の發掘調査によれば、翰林院、學士院はいずれも大明宮の右銀臺の北、西夾城の内に位置し、磚道を來んで南北に位置するようである。馬得志「唐長安城發掘新收穫」（『考古』一九八七年四期）を参照。

- (54) 『文苑英華』卷四一八 授學士使鄭文晏將軍金紫光祿大夫制を参照。また『通鑑』卷二二五 代宗大曆一四年七月、胡註で東翰林院と稱するものは、『雍錄』卷四では東學士院とする。あるいは翰林使と學士使は同一のものと考えうるかも

しない。

- (55) 『通鑑』卷二四四 文宗太和七年九月丙寅の條、考異に「李德裕文武兩朝獻替記曰、八年春暮、上對宰相歎天下無名醫、便及鄭注、精於服食、或欲置於翰林伎術院、或欲令爲左神策判官」とある。なお、『羣書考索』卷三四 官制門 翰林、唐置翰林反與釋老伎術之徒雜處の條に「釋老之徒、方外之士、書畫、琴棋、數術執技以事」と見え、翰林伎術院に收めるものは術數方伎などの技能を持つ者である。

- (56) 『舊唐書』卷一七五 莊恪太子傳に「太子歸少陽院、以中人張克己、柏常心充少陽院使」とある。

- (57) 『舊唐書』卷一〇七 涼王璿傳、『長安志』卷九、十六宅の條などを参照。

- (58) 『舊唐書』卷一七五 懷懿太子傳、莊恪太子傳、昭宗十子傳などを参照。十王宅使の諸王の活動を監視する職能については、唐長孺氏の一文ですでに詳しく究明されている。

- (59) 陝西考古所唐墓工作組「西安東郊唐蘇思昂墓清理簡報」(『考古』一九六〇年一期)を参照。

- (60) 史料によると、梨園という言葉はおそらく廣義と狹義とに分けられると考えられる。狹義には、ただ梨園機構のみを指

し、光化門の北に位置するものであった。廣義には帝王がそれぞれ樂曲を聴く所であり、必ずしも光化門北のものとは限らなかった。『雍錄』卷九 梨園の條に「梨園、在光化門北、光化門者、禁苑南面西頭第一門、在芳林、景曜門之西也。中宗令學士自芳林門入、集於梨園分朋拔河、則梨園在太極宮西禁苑之內矣。開元二年、置教坊於蓬萊宮、上自敎法曲謂之梨園弟子。至天寶中、即東宮置宜春北苑、命宮女數百人爲梨園弟子、即是梨園者、按樂之地而預敎者名爲弟子耳。凡蓬萊宮、宜春院皆不在梨園之內也」とある。

- (61) 例えば『金石萃編』卷一一三 王文幹墓誌に記載される「鷄坊使」、『金石續編』卷一一 內侍王守琦墓誌の「酒坊使」などは比較的細かな使職である。なお、非內廷の內諸司使、例えば加藤繁氏が詳論した內莊宅使(『支那經濟史考證』上卷、東洋文庫、一九四二)等は、本論の取り扱う範圍の外であり、紙幅も限られているためこれを検討していない。

- (62) 一九七八年五月、西安第二機床廠(唐長安城の西牆の附近)で出土した「大唐重修內侍省之碑」(『考古與文物』一九八三年四期)を参照。

附 表

唐 代 の 飛 龍 使

時 代	人 物	飛龍使任命前後の官職	出 典
玄宗 天 寶	高 力 士	内侍監→驍騎大將軍等 →内弓箭及三宮飛龍使→開漕使	「考古與文物」83年2期
肅宗 寶 應 元 年	程 元 振	内射生使, 飛龍閑廐副使 →右監門衛將軍, 知内侍省事 →元帥行軍司馬	「新唐書」卷207宦者上 「舊唐書」卷11代宗紀
代宗 永泰中	魚 朝 恩	觀軍容宣慰處置使→觀軍容, 加判國子監事, 光祿, 鴻臚, 禮賓, 内飛龍, 閑廐等使	「舊唐書」卷184宦官傳 「新唐書」卷207宦者上
憲宗 元 和 元 年	彭 獻 忠	教坊使→飛龍使→左神策護軍中尉	「文苑英華」卷932
憲宗 元 和	劉 弘 規	翰林院使→河東監軍→内飛龍使 →神策軍副使	「李文饒公集」別集卷6
文宗 寶 曆 二 年	韋 元 素	飛龍使→樞密使→左神策護軍中尉	「冊府」卷665, 607 「通鑑」卷244
文宗 太 和	仇 士 良	大盈庫使領染坊→飛龍使 →左神策護軍中尉	「文苑英華」卷932
宣宗 大 十 一 年	王 歸 長	飛龍使→樞密使	「舊唐書」卷18下宣宗紀
懿宗 咸 三 通 年	劉 遵 禮	弓箭庫使→内飛龍使→内莊宅使	「全唐文」卷747 「金石萃編」卷117
懿宗 咸 十 通 年	馬 存 良	左神策中尉→内飛龍使 →領軍衛上將軍	「新唐書」卷207宦者上
僖宗 中 三 和 年	楊 復 恭	樞密使→飛龍使→樞密使 →左神策中尉	「新唐書」卷208宦者下
昭宗 天 三 復 年	陳 班	飛龍使→威遠軍使	「舊唐書」卷20上昭宗紀

唐 代 の 軍 器 使

時 代	人 物	軍 器 使 任 命 前 後 の 官 職	出 典	
肅 宗	上 元	陳 □ □	右軍器使	「八瓊室金石補正」卷38
憲 宗	元 和	吐突承璀	神策軍中尉→軍器，莊宅使 →左衛上將軍，知內侍省事	「新唐書」卷207宦者上
宣 宗	大 中	袁 □ □	軍器使	「八瓊室金石補正」卷75
宣 宗	大 中	吐突士暉	弓箭，軍器等使→右神策軍中尉	「樊川文集」卷20 「東觀奏紀」卷下
宣 宗	大 中 十三年	李 敬 實	宣徽鷹鷂使→內園栽接使→軍器使	「考古與文物」85年6期

唐 代 の 弓 箭 庫 使

時	代	人	物	弓箭使任命前後の官職	出典
玄宗	天寶	高力士		内侍監→驃騎大將軍等 →内弓箭及三宮飛龍使→開漕使	「考古與文物」83年2期
憲宗	元和	王英進		内侍省内侍，内弓箭庫使	「金石萃編」卷213
憲宗	元和	李輔光		内侍省内侍知省事→鴻臚禮賓使 →内弓箭庫使	「金石萃編」卷106
憲宗	元和中	劉希先		弓箭庫使	「舊唐書」卷184宦官傳
憲宗	元和十一年	王國文		内弓箭庫使	「冊府」卷153
憲宗	元和末	吐突承璀		淮南監軍→弓箭庫使→左神策中尉	「新唐書」卷207宦者上
敬宗	寶曆	魏弘簡		内弓箭庫使→左神策軍護軍中尉	「冊府」卷667
敬宗	寶曆二年	崔潭峻		弓箭庫使	「冊府」卷665
文宗	開成	張克己		内弓箭庫使	「唐會要」卷53
宣宗	大中五年	劉遵禮		大盈庫使→内弓箭庫使→内莊宅使	「金石萃編」卷117
宣宗	大中	吐突士暉		弓箭，軍器等使→右神策軍中尉	「樊川文集」卷20 「東觀奏記」卷下
懿宗	咸通	劉從實		内弓箭使左街上將軍	「文物」88年10期
僖宗	／	吳承祕		弓箭庫使→判内侍省内給事 →學士使	「金石萃編」卷218

唐代の樞密使

時 代	人 物	樞密使任命前後の官職	出 典
代宗 永二 泰年	董(廷)秀	内樞密使	「文獻通考」卷58 「冊府」卷665
憲宗 元 和年	劉 光 琦	樞密使	「通鑑」卷237
憲宗 元 和年	梁 守 謙	樞密使 →右神策軍中尉兼右街功德使	「通鑑」卷238 「冊府」卷664, 667
憲宗 元 和十五年	王 守 澄	徐州監軍→知樞密事 →右神策軍中尉	「新唐書」卷208宦者下 「冊府」卷667
穆宗 長元 慶年	魏 弘 簡	内弓箭庫使→樞密使 →右神策軍中尉	「通鑑」卷242 「冊府」卷665, 667
穆宗 長二 慶年	楊 承 和	右神策軍副使→深州諸道兵馬都監 →樞密使	「冊府」卷667
文宗 太元 和年	韋 元 素	飛簡使→樞密使→左神策軍中尉	「冊府」卷665, 667 「通鑑」卷244
文宗 太七 和年	王 踐 言	知樞密	「通鑑」卷244
文宗 太七 和年	崔 潭 峻	荊南監軍→弓箭庫使→樞密使	「通鑑」卷244 「冊府」卷665, 667
文宗 太九 和年	劉 弘 逸	樞密使	「通鑑」卷245
文宗 太九 和年	薛 季 稜	樞密使	「通鑑」卷245
文宗 開三 成年	崔 巨 源	樞密使	「唐會要」卷35
武宗 會元 昌年	楊 欽 義	樞密使→神策護軍中尉	「通鑑」卷246 「冊府」卷667
武宗 會元 昌年	劉 行 琛	樞密使→右神策軍中尉	「通鑑」卷247
宣宗 大七 中年	嚴 季 寔	宣徽北院副使→内樞密使	「新唐書」卷207宦者上
宣宗 大十 中年	王 歸 長	飛龍使→樞密使	「通鑑」卷249 「舊唐書」卷18下宣宗紀
宣宗 大十 中年	馬 公 儒	樞密使	「通鑑」卷249

懿宗	咸九	通年	楊玄翼	樞密使	「舊唐書」卷183宦官傳
懿宗	咸十	通年	楊復恭	河陽監軍→宣徽使→樞密使 →右神策軍中尉	「舊唐書」卷184宦官傳 「冊府」卷665, 667
僖宗	乾元	符年	田令孜	小馬坊使→知樞密→神策護軍中尉	「通鑑」卷252
僖宗	廣元	明年	西門思恭	樞密使→觀軍容使	「通鑑」卷253 「冊府」卷667
僖宗	廣元	明年	李順融	宣徽使→樞密使	「通鑑」卷253
僖宗	中五	和年	李令崇	詐, 蔡通和副使→樞密使 →南內留後使	「考古與文物」83年2期
僖宗	光二	啓年	嚴遵美	樞密使	「通鑑」卷256
昭宗	景元	福年	李周謹	樞密使	「新唐書」卷208宦者下
昭宗	景二	福年	段 詡	樞密使	「通鑑」卷259
昭宗	景二	福年	吳承泌	學士使→宣徽北院使→樞密使	「金石萃編」卷118
昭宗	乾二	寧年	劉光裕	樞密使	「通鑑」卷260
昭宗	乾二	寧年	康尙弼	樞密使	「通鑑」卷260
昭宗	乾三	寧年	宋道弼	樞密使	「考古與文物」83年4期
昭宗	乾三	寧年	景務修	樞密使	「考古與文物」83年4期
昭宗	乾四	寧年	劉季述	樞密使→神策護軍中尉	「通鑑」卷261 「冊府」卷667
昭宗	光三	化年	王彥范	樞密使	「通鑑」卷262
昭宗	光三	化年	薛齊偓	樞密使	「通鑑」卷262
昭宗	天元	復年	袁易簡	樞密使	「通鑑」卷262
昭宗	天元	復年	周敬容	樞密使	「通鑑」卷262

昭宗	天三 復年	王知古	樞密使	「通鑑」卷263
昭宗	天三 復年	楊虔郎	樞密使	「通鑑」卷263

唐 代 の 宣 徽 使

時 代	人 物	宣徽使任命前後の官職	出 典
代宗	大曆末	西門珍 (擢居宣徽) →鳳翔, 隴右節度監軍判官	「八瓊室金石補正」卷70
文宗	寶曆	馮志恩	宣徽使 「冊府」卷153
武宗~宣宗	劉遵禮	醫官院使→宣徽北院使 →宣徽南院使→大盈庫使	「金石萃編」卷117
宣宗	大十三年	王居方	宣徽南院使 「通鑑」卷249
宣宗	大十三年	齊元簡	宣徽北院使 「通鑑」卷249
懿宗	咸通二年	楊公慶	宣徽使 「通鑑」卷250
懿宗	咸通	楊復恭	河南監軍→宣徽使→樞密使 「舊唐書」卷184
僖宗	廣明年	李順融	宣徽使→樞密使 「通鑑」卷253
昭宗	乾寧三年	元公訊	宣徽使 「通鑑」卷260
昭宗	天二 復年	仇承坦	宣徽使 「通鑑」卷263

唐 代 の 閤 門 使

時 代	人 物	閤門使任命前後の官職	出 典
憲宗	元和	仇從源	閤門使, 行內侍省内侍局丞 「文苑英華」卷932
武宗	會昌元年	劉□□	閤門使 「金石萃編」卷113
懿宗	咸通四年	吳德應	閤門使→館驛使 「通鑑」卷250
懿宗	咸通十三年	田獻鈺	閤門使→橋陵使 「通鑑」卷252
僖宗~昭宗	李全績	閤門使, 行內侍省	「文苑英華」卷418
昭宗	天復	王建襲	閤門使 「舊唐書」卷20上昭宗紀

唐代の鴻臚禮賓使

時 代	人 物	鴻臚禮賓使任命前後の官職	出 典
代宗	永泰中 魚 朝 恩	觀軍容宣慰處置使 →觀軍容，加判國子監事，光祿 鴻臚，禮賓，內飛龍，閑廄等使	「舊唐書」卷184宦官傳 「新唐書」卷207宦者上
憲宗	元和初 李 輔 光	內侍省內侍知省事→鴻臚禮賓使 →內弓箭庫使	「金石萃編」卷106
敬宗	寶曆初 劉 弘 規	河東監軍→內莊宅使，鴻臚禮賓使 左神策軍中尉兼左街功德使	「李文饒公集」別集卷6
文宗	太和末 康 約 言	河東監軍→鴻臚禮賓使→客省使 →宣徽北院副使	「集古錄跋尾」卷9
宣宗	大 中 田 紹 宗	內莊宅使兼鴻臚禮賓使	「金石萃編」卷114

唐代の染坊使

時 代	人 物	染坊使任命前後の官職	出 典
憲宗	元 和 三 年 孟 再 榮	大盈庫領染坊等使	「金石萃編」卷105
敬宗	寶 曆 元 年 田 晟	染坊使	「舊唐書」卷17上敬宗紀
敬宗	寶 曆 元 年 段 政 直	染坊使	「舊唐書」卷17上敬宗紀
文宗	太 和 三 年 仇 士 良	五坊使→大盈庫領染坊→飛龍使	「文苑英華」卷932

唐代の文思院使

時 代	人 物	文思院使任命前後の官職	出 典
懿宗	咸 通 九 年 能 順	文思院使	「法門寺地宮珍寶」89年
懿宗	咸 通 十三年 (吳)弘愨	文思判官→文思院使	「法門寺地宮珍寶」89年
僖宗	乾 符 六 年 王 彥 珪	文思(院)使	「考古與文物」84年4期

唐代の内園／裁接使

時 代	人 物	内園使／裁接使任命前後の官職	出 典
肅宗 至 德	李 輔 國	殿中監, 閑廄, 五坊, 宮苑, 營田, 裁接總監等使	「新唐書」卷208宦者下
德宗 貞 元 十八年	楊 □ □	内園使, 内侍省内給事	「金石萃編」卷66
敬宗 寶 曆 元 年	許 遂 忠	天平監軍→内園使 →華清宮使→瓊林使	「考古與文物」85年6期
文宗 開 成	王 文 幹	供奉官→裁接使→新羅使	「金石萃編」卷113
宣宗 大 中 十一年	李 敬 寔	宣徽鷹鷄使→内園(裁接)使 →軍器使	「通鑑」卷249 「考古與文物」85年6期

唐代の宮苑使

時 代	人 物	宮苑使任命前後の官職	出 典
玄宗 天 寶 十三年	安 祿 山	閑廄, 五坊, 宮苑, 隴右羣牧都使	「舊唐書」卷9玄宗紀下
肅宗 至 德	李 輔 國	殿中監, 閑廄, 五坊, 宮苑, 營田, 裁接總監等使	「新唐書」卷208宦者下 「舊唐書」卷184宦官傳
代宗 寶 應 元 年	彭 體 盈	閑廄, 羣牧, 宮苑, 營田, 五坊等使	「新唐書」卷208宦者下
憲宗 元 和	郭 銛	宮苑閑廄使, (檢校左散騎常侍)	「文苑英華」卷935
憲宗 元 和 十一年	李 愬	閑廄宮苑使, 檢校左散騎常侍, 兼鄧州刺史	「舊唐書」卷15憲宗紀
僖宗 乾 符 三 年	李 璩	宮苑使	「通鑑」卷252
僖宗 乾 符 六 年	王 處 存	閑廄宮苑使, 檢校刑部尚書	「舊唐書」卷19下僖宗紀
昭宗 天 復	張 延 範	宮苑使	「通鑑」卷264

唐 代 の 莊 宅 使

時 代	人 物	莊宅使任命前後の官職	出 典
宗憲 元 和	吐突承璀	左神策護軍中尉→軍器→莊宅使 →左衛上將軍，知內侍省事	「新唐書」卷207宦者上
敬宗 寶曆初	劉弘規	河東監軍→內莊宅使，鴻臚禮賓使 →左神策中尉，兼左街功德使	「李文饒公集」別集卷6
宣宗 大 中	田紹宗	內莊宅使兼鴻臚禮賓使	「金石萃編」卷114
懿宗 咸 通 八	劉遵禮	弓箭庫使→內飛龍使→內莊宅使	「金石萃編」卷117

唐 代 の 五 坊 使

時 代	人 物	五坊使任命前後の官職	出 典
玄宗 天寶 十三年	安祿山	閑廐，五坊，宮苑，隴右羣牧都使	「舊唐書」卷9玄宗紀下
肅宗 至 德	李輔國	殿中監，閑廐，五坊，宮苑， 營田，栽接總監等使	「新唐書」卷208宦者下
代宗 寶元 應年	彭體盈	閑廐，羣牧，宮苑，營田， 五坊等使	「新唐書」卷208宦者下
憲宗 元 和 十三年	楊朝汶	五坊使	「通鑑」卷240
文宗 太 和 二 年	仇士良	供奉官→五坊使→大盈庫領染坊	「文苑英華」卷932
文宗 太 和 七 年	薛季稜	五坊使	「通鑑」卷244

唐 代 の 大 盈 庫 使

時 代	人 物	大盈庫使任命前後の官職	出 典
憲宗 元 和 三 年	孟再榮	大盈庫，染坊等使	「金石萃編」卷205
文宗 太 和 二 年	仇士良	五坊使→大盈庫領染坊使→飛龍使 →左神策軍中尉	「文苑英華」卷932
文宗 太和末	宋守義	大盈庫使，右領軍衛上將軍	「冊府」卷935
宣宗 大 中	劉遵禮	大盈庫使→內弓箭庫使→內莊宅使	「金石萃編」卷117

唐 代 の 瓊 林 使

時 代	人 物	瓊林使任命前後の官職	出 典
文宗 太 和 二 年	許 遂 忠	内園使→河東監軍→華清宮使 →瓊林使	「考古與文物」85年6期
文宗 太 和	馬 元 某	瓊林使	「李文饒公集」別集卷6
宣宗 大 四 中 年	李 敬 實	翰林使→瓊林使→宣徽鷹鶴使 →内園栽接使	「考古與文物」85年6期

唐代の翰林使／學士使

時 代	人 物	翰林使／學士使任命前後の官職	出 典
憲宗 元 四 和 年	呂 金 如	翰林使	「冊府」卷669
憲宗 元 和	劉 弘 規	翰林院使→河東監軍→内飛龍使 →神策軍副使	「李文饒公集」別集卷6
宣宗 大 四 中 年	李 敬 實	廣州都監兼市舶使→翰林使 →瓊林使	「考古與文物」85年6期
昭宗 ／	吳 承 泌	學士使→宣徽北院使→樞密使	「金石萃編」卷118
昭宗 ／	郝 文 晏	學士使	「文苑英華」卷418

A PRELIMINARY SURVEY OF THE STRUCTURE OF THE VARIOUS PALACE COMMISSIONERS DURING TANG DYNASTY

CHIU Yulok

The Various Palace Commissioners (neizhusishi 內諸司使), installed in and around the palace, can be classified into nine types according to their function. This paper examines each of these nine in detail. Among them, the Flying Dragon Commissioner (feilongshi 飛龍使), which guarded the palace, and the Palace Secretary (shumishi 樞密使), which participated in most important state affairs, are of particular importance.

These commissionerships, at the beginning, had evolved from the bureaucracy according to the Codes and Statutes rather than totally outside of it. However, the emperor's move to the Daming Palace decisively caused the various affairs there to be entrusted to eunuchs who were close to him. As a result, the Various Palace Commissioners were separated from the Codes and Statutes bureaucracy, and formed a more independent organization grasped by eunuchs, which became increasingly vast and perpetual afterwards.